

新潟県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付要綱(案)

(趣旨)

第1 知事は、介護テクノロジー導入を促進することにより、介護従事者の負担軽減及び介護従事者が継続して就労するための環境整備を図るとともに、介護サービスの質の向上を図るため、県内の介護事業所・介護施設等を運営又は開設する法人への介護テクノロジー導入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2 この補助金の交付の対象者(以下、「補助事業者」という。)は、新潟県内に所在する次の介護事業所・介護施設等を運営又は開設する法人とする。

- (1) 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所(訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。)を運営又は開設する法人
- (2) 老人福祉法に基づき届け出又は認可を受けた養護老人ホームならびに社会福祉法に基づき届け出又は許可を受けた軽費老人ホームを運営又は開設する法人

(補助対象事業)

第3 この補助金の対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、次のとおりとする。

(1) 介護テクノロジー等の導入支援

ア 「福祉用具情報システム」((公財)テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。)に掲載された介護テクノロジー

「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等を導入する際の経費を対象とする。

(掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>)

イ 介護ソフトの定着促進支援

介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等を対象とする。

【介護ソフト定着促進費用の例】

- ・ 介護ソフトと一体的に使用するための情報端末(PC、タブレット端末(リース費用含む))
- ・ 介護ソフトを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、

アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)

- ・ 介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用 等

#### ウ その他

アによらず、以下①および②に該当する機器等を対象とする。

- ① 申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、上記アの介護テクノロジーと機能等が同水準と県が判断した機器等
- ② 介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等

#### 【「その他」と認められる例】

- ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等） 等

### (2) 介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援

第3 (1) アのテクノロジーおよびウ①の機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジーまたは「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる第3

(1) アのテクノロジーおよびウ①の機器等を導入する場合の支援を行う。

#### 【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例】

- ・ 「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- ・ 「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・ 介護ソフト+インカム 等

#### 【留意事項】

- ・ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- ・ 介護テクノロジー等の導入に伴う1回当たりの補助台数については、第4 (ウ) に定める1法人当たりの補助上限額の範囲内で、補助事業者が必要とする台数を申請することができる。
- ・ 第3 (1) アのテクノロジー及びウ①の機器等（介護ソフトを除く。）の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して表1に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額とする。(2)のパッケージ型導入支援においては、基準額の範囲内で付帯費用を対象とする。

また、通信費は上記経費には含まないこととする。

機器等の導入に付帯して必要となる経費の例：

- 介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
  - 介護ソフト以外の介護テクノロジーの導入に伴って導入する PC、タブレット端末等
- ・ 介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一气通貫が実現できていれば補助対象として差し支えない。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSV ファイル、JSON ファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。
- ・ 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記①を要件とする。また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記②を要件とする。なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。
- ① 公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査」の結果において、（1）「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、（2）中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。また、いずれの情報にもない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。
- ② 厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム（LIFE）について（[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094\\_00037.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)）に掲載されている「CSV 連携仕様書（LIFE）」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。また、上記情報にない製品が申請された場合は、

当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。

ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP

(掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>)

厚生労働省 介護ソフト機能調査

(回答先：[https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo\\_kinou](https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou))

(結果掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)

(補助額等)

第4 第3 (1) 及び (2) の補助額は、次の (1)、(2) 及び (3) により算出された金額とする。

(1) 補助率

第3 (1) 及び (2) について、補助率は4/5とし、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じた額を算出する(千円未満切り捨て)。

(2) 基準額

次の表1及び表2の第1欄に定める区分ごとに、上記(1)で算出した額と第2欄または第3欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

(3) 補助上限額

1 法人当たりの補助上限額は第3 (1) 及び (2) 併せて1,000万円とする。

表1 介護テクノロジーの導入支援

1 対象経費の種類	2 基準額
第3 (1) アで示すテクノロジーのうち、TAISで「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に掲載されているテクノロジー、「介護業務支援」に掲載されているインカム又は第3 (1) ウ①で示す機器等のうち、TAISで「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に掲載されているテクノロジーと同水準の機能と判断された機器等、「介護業務支援」に掲載されているインカムと同水準の機能と判断された機器等、第3 (1) ウ②で示す機器のうちバックオフィスソフト以外	100万円
第3 (1) アで示すテクノロジーのうち TAIS で「介護業務支援」に掲載されている介護ソフト、又は第3 (1) ウ①で示す機器等のうち、TAISで「介護業務支援」に掲載されている介護ソフトと同水準と判断された機器等、第3 (1) ウ②で示す機器等のうちバックオフィスソフト	表2の2による
第3 (1) アで示すテクノロジーのうち上記以外のもの又	30万円

は第3（1）ウ①で示す機器等のうち上記以外のもの	
第3（1）イで示す費用	導入する介護ソフトの経費と合わせて表2の3による ※パッケージ型導入支援に合わせて対象とする場合、パッケージ型導入支援の上限に15万円上乗せ
第3（2）パッケージ型導入支援（機器等の合計経費）	1介護事業所当たり上限額 1,000万円

表2 介護ソフトおよびバックオフィスソフトの基準額

職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約で、介護ソフトおよびバックオフィスソフトのみを導入する場合は第1欄に定める区分ごとに第2欄に示す基準額、介護ソフトの導入と合わせて第3（1）イの支援を活用する場合は第1欄に定める区分ごとに第3欄に示す基準額とする。

それ以外の方式の契約の場合は一律250万円、介護ソフトの導入と合わせて第3（1）イの支援を活用する場合は265万円を基準額とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算する。

1 職員数（申請時点）	2 基準額	3 基準額
1名以上10名以下	100万円	115万円
11名以上20名以下	150万円	165万円
21名以上30名以下	200万円	215万円
31名以上	250万円	265万円

※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

(補助要件等)

第5 第3 (1) 又は (2) を実施する場合、次に掲げる (1) ~ (7) を満たすことを補助要件とする。

(1) 以下に掲げる研修等のいずれかを受講すること。なお、各研修等に係る詳細 (開催日時、研修内容等) については、別途、県をつうじてお知らせする。

I 新潟県介護職場 DX・業務改善サポートセンターが実施する研修

※ 補助要件の対象となるセミナーのうち、必ず1回以上の受講が必須。

II 厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援 (中央管理事業) 並びに 2025 年日本国際博覧会設営等事業 (P)」の相談窓口が実施する研修

III 厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」、「生産性向上フォローアップセミナー」および「デジタル中核人材養成研修」

(2) 以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 (名称は問わない。) を設置すること。

(参考) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集

(掲載先 : <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf>)

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

(3) 以下サービスについては、令和8年度内に、「ケアプランデータ連携システム」(「介護保険資格確認等 WEB サービス」に統合された場合は当該サービス) の利用を開始すること。「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ

連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを  
含む。

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 居宅療養管理指導
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 居宅療養管理指導
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護
- 地域密着型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 居宅介護支援
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）

- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
  - 介護予防支援
  - 訪問型サービス（みなし）
  - 訪問型サービス（独自）
  - 訪問型サービス（独自／定率）
  - 訪問型サービス（独自／定額）
- (4) 本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（「第17（業務改善に係る効果の報告）」により確認する。）。
- (5) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」(※)の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。
- なお、SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星 or 二つ星）を講じていることを宣言すること。
- ※ SECURITY ACTION について
- 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。
- ・「SECURITY ACTION」の概要説明  
(掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>)
  - ・「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」  
(掲載先：<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>)
- (6) 補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence ; LIFE (ライフ。)) による情報収集に協力すること。
- (7) 補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)

(補助金の交付の条件)

第6 この補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の20%に相当する金額を超える変更をする場合には、知事の変更交付決定を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業の完了により相当な利益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (8) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (9) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (10) 他の補助金等によって助成されている機器等については、本事業の補助対象外とする。
- (11) 補助事業の着手は、補助金交付決定後に行うものとする。
- (12) 補助事業者については、次のいずれかに該当する者を除く。
  - ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者。
  - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
  - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者。
  - キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(交付申請書)

第7 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（変更交付申請）

第 8 第 6 の（1）の規定により知事の変更交付決定を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第 9 第 6 の（2）の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 3 号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 15 日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第 10 第 6 の（3）の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第 11 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して 30 日以内とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（実績報告）

第 12 規則第 12 条の規定による実績報告は、別記第 4 号様式により事業完了の日から起算して 30 日以内（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、別記第 5 号様式により当該承認通知を受領した日から 30 日以内）又は当該年度の 1 月 31 日のいずれか早い日までに知事に報告しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（補助金の交付方法）

第 13 補助金の交付は、規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に行

うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告)

第14 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、補助金返還相当額がない場合も別記第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(取得財産の処分の制限)

第15 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件30万円以上（地方公共団体の場合は50万円以上）のものとする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数とする。

(業務改善計画の作成)

第16 補助事業者は、業務改善計画を作成するものとし、交付申請時に新潟県知事へ提出すること。

なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、新潟県介護職場DX・業務改善サポートセンターに相談するものとする。

(業務改善に係る効果の報告)

第17 補助事業者は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等において第16で定めた業務改善計画に対する効果を新潟県知事に対し報告することとする。

なお、具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

(その他)

第18 県の予算額を超える申請があった場合には、公平性や補助効果を勘案して、予算額の範囲内で補助事業者を決定するほか、補助台数及び補助額を調整することがある。

附則

(施行日)

この交付要綱は、令和8年 月 日から施行し、令和8年度の予算に係る補助金から適用する。